

定 款

原田工業株式会社

定 款

第 1 章 総則

(商号)

第 1 条 当社は、原田工業株式会社と称し、英文では、**HARADA INDUSTRY CO., LTD.**と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 自動車(「自動車」とは「三輪・二輪自動車」を含み、以下も同様とする)、鉄道車両、航空機、船舶及びこれらの部品、工具、金型の製造、販売及び修理調整
- 2 土木建設機械器具、光学機械器具、電気通信機械器具、映画用機械器具、工作機械、産業用運搬機械器具、計測・計量機械器具、理化学機械器具、家庭用電気機械器具、電気音響・ビデオ機械器具、写真機材、医療機械器具、運動・健康機械器具、美容器具、コンピュータ及びその周辺装置並びに端末機器、オフィスオートメーション機器、ナビゲーションシステム機器及びこれらの部品、工具、金型の製造、販売並びに輸送用機械器具、産業用電気機械器具、家庭用電気製品の販売及び前記に掲げる機械・器具及び機材の修理調整
- 3 盲人用誘導機械装置、老人・身体障害者用緊急呼出機械装置及びその部品、金型の製造、販売及びこれらの修理調整
- 4 映像・音響・コンピュータ及びナビゲーションシステムのソフトウェアの製作、販売
- 5 写真機、携帯電話、時計、ライター、貴金属製品、装身具、玩具、楽器、喫煙具、つり具及びこれらの部品、金型の製造、販売及び修理調整
- 6 工業用ゴム・プラスチック製品及びこれらの金型の製造、販売
- 7 油脂、合成樹脂、合成繊維及び合成ゴムの製造、販売
- 8 食料品の卸及び酒類・清涼飲料水の製造、販売及びこれらの加工
- 9 肥料、飼料及びこれらの原料の製造、加工及び販売
- 10 木材、建築資材の販売及び家具、建具の製作、販売及び修理調整
- 11 写真材料、衣料用繊維製品、衣料雑貨品、装飾雑貨品、皮革製品の製造、販売
- 12 医薬品、医薬部外品及び化粧品の製造、販売
- 13 自動車運転用衣服、履物、手袋、サングラス、ゴーグル及びヘルメットの製造、販売
- 14 自動車用各種オイルの製造、販売
- 15 前各号に関する製作・製造技術の提供及び指導
- 16 スポーツ用品・用具及びアウトドアレジャー用品の販売及び修理調整
- 17 自動車用品、自動車用附属品の販売及び修理調整
- 18 自動車用ケミカル商品・アクセサリー用品の販売
- 19 書籍、書画及び彫刻品の販売

- 20 煙草、インテリア用品及び日用雑貨品の販売
- 21 古物の売買
- 22 前各号に掲げる物品の輸出入及び輸出入業務の代行業
- 23 前各号の製品及び原材料の販売の代理
- 24 一般貨物自動車運送事業
- 25 倉庫業
- 26 損害保険の代理店業
- 27 生命保険の募集に関する業務
- 28 旅行業代理店業
- 29 飲食店の経営
- 30 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査役
- ③ 監査役会
- ④ 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、70,000千株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- ② 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

(株式取扱規則)

第 11 条 当社の株主権行使の手続きその他株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 12 条 当社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(附則)

1. 定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

（決議の方法）

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

（員数）

- 第18条 当会社の取締役は、15名以内とする。

（選任方法）

- 第19条 取締役は、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

- 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役）

- 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

（取締役会の招集権者及び議長）

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

- 第24条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

- 第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

- 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

- 第28条 当社の監査役は、4名以内とする。

(選任方法)

- 第29条 監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第35条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人の責任

(会計監査人の責任限定契約)

第36条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第37条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第38条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第40条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなおお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2022年6月29日改訂